

第 4 期海洋基本計画にむけて—総合海洋政策本部参与会議の機能—

公益財団法人笹川平和財団 評議員／上智大学法学部 教授 兼原敦子

1. 総合海洋政策本部参与会議（参与会議）と海洋基本計画（基本計画）

（1）来年 2023 年には、政府は第 4 期海洋基本計画を策定する。5 年間の日本の海洋政策の根本を成す計画である。筆者は、3 期（6 年間）にわたり、参与を務めた。そこで、わずかな経験に基づいてはあるが、本稿では、2007 年の海洋基本法（以下、基本法）と 総合海洋政策本部令（以下、政令）による設立の趣旨に立ち返り、参与会議がその意義と機能をより一層万全に果たすための指針を、簡潔に論じてみたい。なお、内閣府の[ウェブサイト](#)で、関連の法文や参与会議の議事概要等を閲覧できる。

（2）基本法の 1 条は、「総合海洋政策本部を設置することにより、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進し」と規定する。同 29 条は、「内閣に、総合海洋政策本部を置く」とし、本部の長は、内閣総理大臣である（32 条）。同年の政令（1 条 2 項）は、参与会議は、内閣総理大臣が任命する有識者により構成され、「海洋に関する施策に係る重要事項について審議し、総合海洋政策本部長に意見を述べる」こととする。

強調すべき重要な点は、次にある。基本法によると、総合海洋政策本部は、海洋政策を、関係省庁の縦割りを超えて「総合的に」推進する機関である。この点は、後述する。参与会議は、同本部の長である内閣総理大臣により任命される有識者から成り、内閣総理大臣に意見を述べる会議体である。

（3）基本法 16 条は、「政府は、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、海洋に関する基本的な計画を定めなければならない」とし、基本計画は、5 年ごとに閣議決定され、海洋に関する施策についての、基本的な方針・施策・必要事項を定める。2018 年に第 3 期海洋基本計画が策定され、2023 年の春頃には第 4 期海洋基本計画が策定される。それは、海洋に係る情勢の著しい変化に直面して、ますます重要性を増す日本の海洋政策の支柱となるはずである。それを審議するのは、参与会議である。現在、2022 年 7 月であり、すでに残す時間は 1 年に満たない。



総合海洋政策本部会合の様子（出典：[首相官邸ウェブサイト](#)）

2. 「参与」会議であること

参与会議は、総合海洋政策本部の長である内閣総理大臣に意見を述べる。くわえて、参与会議は、5年ごとに基本計画を審議し、政府がこれを閣議決定する。

総合海洋政策本部は、「海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進」する。「総合的」とは、端的に言えば、関係省庁の縦割りとは異なり、オールジャパンを意味する。つまり、参与会議は、オールジャパンの海洋政策について意見を述べるし、オールジャパンの基本計画を審議する。そこに、参与が「内閣総理大臣」により任命されることの意義がある。参与会議の意見は、関係省庁の縦割りの視点に拘束されない。また、政府の見解と異なる意見であっても、むしろ、それを内閣総理大臣に具申することが、その枢要な機能である。そうした意見が排除されれば、参与会議が設立された意義に真っ向から背反する。

そして、参与会議の意義と機能は、議事概要の公開により、国民に広く深く根差した補強を得ることができる。議事概要を介して、参与会議での議論が広く国民に周知されると、それは、多様な場で議論や意見を誘発するはずである。そうした国民の意見は、研究会や会合といったさまざまな機会を通じて、参与に還元される。10名の参与は、産業界やアカデミアに属し、社会科学や自然科学といった多様なバックグラウンドをもつ。10名の参与は、多様な活動領域で、研究会や会合に携わり、そうした国民の意見を聞く機会を持つのである。参与は、国民の意見を十分にくみとって、しかるべく参与会議の意見を、内閣総理大臣に具申する。だから、参与会議の議事概要の完全でタイムリーな公開は、オールジャパンの海洋政策が国民の力強い支持を獲得するための、不可侵のパイプなのである。

3. 参与「会議」であること

参与会議が「会議」体であることは、一同に会して議論を行うことを意味する。筆者の参与としての経験からすると、個々の参与が「個別に」、丁寧に総合海洋政策推進事務局（参与会議の運営を担う、以下、事務局）による事前の説明をいただいている。これは、参与会議での議論を効率的にするために有用である。

もっとも、本旨は、参与「会議」で議論が行われることにこそある。参与が「個別に」事前の説明を理解し、それに納得したとしても、そのことは、参与会議の「会議体」としての議論に代替しうるものでは、決して、ない。事前の説明は、参与会議での議論を効率的にすることだけを目的とするのではない。それは、参与会議という「会議」の場で、十分に実質的な議論が行われるように、参与がそのための準備と意識の醸成を可能にすることにこそ、意義がある。だから、参与の参与会議での活発な議論の実現のためには、事務局が参与へ十分に前もって資料を配布することと、それに基づいて参与が議論に備えることが、何よりも不可欠である。

4. 「総合（的）」を超えて「統合的」視点に基づく第4期海洋基本計画の審議

現時点で、参与会議の喫緊の課題は、第4期海洋基本計画の審議である。そのためには、前提として、第3期海洋基本計画の施策がどのように実施されているかにつき、余すところのない評価を行う必要がある。

基本計画は、先に述べたように、「総合的」で省庁間の縦割りを超えたオールジャパンの基本計画でなければならない。「総合的」の意義は、第3期海洋基本計画の「おわりに」で、一層、その意味を強められた。「政府においては、本計画に基づき、『統合的』な形で各施策を、一步一步、着実に実施することとする（強調、筆者）。」したがって、各

省庁の計画の「単純総和」ではなく、それらを「統合する」という明確な意思に基づいて、基本計画が審議・策定されなければならないのである。

このように、参与会議は、内閣総理大臣への意見の具申に加えて、5 カ年の基本計画の策定という日本の海洋政策を左右する重大な任務を担う。これを確実に果たすためには、参与会議と事務局の不断の努力が不可欠であることはいうまでもない。

しかし、それだけではない。参与会議での関連資料と、何よりも公開される参与会議の議事概要というパイプを活用した、国民のみなさまの「目」による、（もちろん、良い意味での）監視が、参与会議の意義と機能を力強く支える。ぜひ、実効的な「監視」を行っていただきたい。そのために、この拙稿がお役に立つのであれば、望外の喜びである。